

◇大阪市萩之茶屋1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

- 1 萩之茶屋1丁目地区地区計画の区域内における建築物の構造及び用途に関する制限を定めることにしました。
- 2 この条例は、公布の日（令和8年3月2日）から施行することにしました。

（計画調整局建築指導部建築企画課）